

令和2年度 事業計画概要

第1 基本方針

道内行から2019年12月に示された日本経済見通しによれば、20年度の国内経済展望は、引き続き緩やかな回復基調を維持していく、また北海道経済は消費増税に伴う家計の節約志向の高まりなどを受け、伸び率鈍化が見られるものの雇用、所得情勢の緩やかな改善が押し上げとなり、小幅ながら前年水準を上回り、住宅投資は貸家着工の減少持続などを背景に前年実績を下回るものの、公共投資は災害普及工事の増勢鈍化が見込まれるが、北海道開発事業費概算要求額伸張をふまえれば増加になるものと予想される他に、民族共生象徴空間（ウホポイ）の開業、東京オリンピックのマラソン・競歩など数々のイベント開催によりアジア地域全体での観光客増が見込まれ道外客増勢持続が押し上げの要因と予想されていた。

しかし、1月に中国武漢市を発生源とする新型コロナウイルスが多くの国々に感染拡大するとともに、道内地方にも感染者が発生し全国まん延の事態となっている。

感染拡大防止、終息を図るため総理大臣や北海道知事から「緊急事態宣言」が発せられ、全国一斉の休校、イベント等の自粛や休日の外出自粛の要請等が行われる他、中国、韓国への渡航制限措置等対策が講じられるなど、本道経済に大きな影響を及ぼす観光等の消費低迷が顕著に表れており、未だ終息の予測がつかないことから経済の混乱が長引くものと思われる。

一方、北海道における建築工務店及び工務店団体を取り巻く環境は、全国より早い人口減少ペースに加え、ベテラン技能者の高齢化に伴う退職、「建築業」や「ものづくり技能」に魅力を感じ夢を抱きながらも、入職後における生活費等の処遇不安から他職種への入職変更を考える高校生等若者の増大などにより、次世代の建築業を担う若年技能者の入職が顕著に減少し、工務店等に慢性的な人手不足が生じている。

また当会員団体事業所が主事業とする住宅建築においては、胆振東部地震等での家屋の倒壊等やブラックアウト現象の経験などから、耐震・耐久性の他に低炭素・省エネを兼ね備え、建築費用が軽減された長期優良住宅など、より豊でだれもが住みごこちを感じる住まいづくりの条件となる、地域型住宅グリーン化事業の取組が一層求められている現状にあり、住宅建築業を主とする当会会員団体事業所は、それらに対応すべく住宅性能表示や住宅履歴情報などの管理、長期保証などの他、関連する種々に対する情報収集、研究、研さん、次世代を担う人材育成に努めなければ事業所経営が成り立たない時代になっている。

道内全地域において技能者の不足が生じており、当会員団体構成事業所をはじめ地域工務店全体が若年技能者への入職促進活動や人材育成に速やかに取り組まねばならない喫緊の課題であり、当連合会会員団体事業所がこれらの課題をのりこえ、地域の住宅産業を担う建築工務店として経営を継続していくには、団体加盟の特権を生かした情報の共有化や事業の協業化などを図りながら、現場で働く技能者がユーザから感謝され、つくる喜びや魅力を感じ、研究研さんによる将来の生活安定を想像できる方法等の構築により、自社の住まいづくりに誇りを抱き長期間勤めてくれる人材の育成に取り組んで行くことが最重要である。

これらの諸課題に対処するため当連合会は引き続き、会員事業所の経営改善や改革に生かされる会員団体相互の情報の共有化や事業活動の協業化を推し進め、連合団体としての社会的役割と責任を自覚しつつ、会員団体の理解と真摯な協力の基に地域技能者の安全教育や技能講習等の事業展開を推し進め、地域事業所技能者全体の技能向上や資質の向上を図るとともに、会員外事業所の加盟促進を図る。

事業の具体的推進にあたっては、一層の業務改善及び経費の節減に努めるとともに、4委員会の効果的な活動改善や財務に見合った事業の改善・展開を図り、運営の安定化に取り組むこととする。

第2 総務企画（特別委員会）に関する事こと

1 組織管理運営

本会事業を適切に推進するため、次の諸会議を効果的に実施する。

- (1) 総 会 1 回(5月26日 (火))
- (2) 理 事 会 3 回(5月26日、11月6日、2月26日)
- (3) 専門委員会 総務企画委員会（適宜開催）、経営改善委員会（休止）、
会員啓発・福利厚生委員会（休止）、技術技能委員会（6月18日）

2 会員の拡充促進

組織の継続を図るため全会員団体が一丸となって会の事業の充実、協力体制強化に努め、会員団体の拡充や未加入事業所の入会促進に努める。

3 全建連事業への参加

本会の組織強化・会員拡充のメリット等を図るため、全建連組織・事業に参画し当会会員団体の要望等を国政に伝えるとともに、国の方策や支援事業等に係る情報及び全国団体等に係る情報の速やかな収集を図る。

- (1) 全建連会議、理事会・委員会等の参加
- (2) 建築関連情報の収集と会員団体への周知

4 関係機関・団体との連携強化

本会並びに会員団体及び構成事業所の社会的、経済的地位の向上を図るため、行政機関・関係団体等との連携を強化する。

- (1) 北海道に対する行政施策の要望、連携及び協力
- (2) 住宅金融支援機構、住宅保証機構との連携及び共催事業の推進
- (3) 北海道職業能力開発協会及び北海道技能士会等関係団体との連携及び共催事業の推進
 - ①北海道技能士フォーラム（本大会） 令和3年2月13日（土） 釧路市
 - ②第52回北海道職業能力開発促進大会 令和3年2月19日（金） 帯広市

5 活動費増収対策の強化

本会の財務基盤の安定を図るため、講習及び教育等法改正等について会員内外への周知と受講者の確保を強化するとともに地域開催を積極的に展開し、会員外事業者に会員団体の存在と活動意義を知らしめ、団体加入への勧誘、促進に努める。

第3 経営改善委員会に関する事こと

1 北海道建築研修大会の実施

会員事業所が抱える経営改善、人材不足等共通の諸課題について、会員相互が情報・意見交換ができる機会を設け、経営改善の知識、手法を高めるとともに、会員事業所の連携体制の構築及び強化を図る。

開催地 網走市
開催日 令和2年10月24日（土）
(新型コロナウイルス感染症の状況により2月又は3月に変更)

2 住宅保証制度並びに適合証明検査業務(フラット35S)の普及促進

会員事業所の経営基盤の強化と信頼性確保を図るため、「住宅性能保証制度」等の普及啓発を推進する。

- (1) 一般事務機関受託会員(釧路、函館、帯広、旭川、胆振)による普及活動及び検査業務の実施
- (2) 瑕疵保証、完成保証、中古住宅保証等諸制度の普及・啓発
- (3) 全建連「ちきゅう住宅」の普及・啓発

3 経営改善関連各種事業への参加

- (1) 北方型住宅会議(道主催)等に参加し、北方型住宅の新展開について検討する。
- (2) 北海道の住宅建築関係事業者支援協議会に参画し、関連講習会の開催に関わる情報の共有を行う。
- (3) 福祉用具、住宅改善広域支援事業協議会(道社会福祉協議会主催)に参加し、介護リフォームへの参入方策について情報収集を行う。

4 住宅建築等に関する法・制度改正への情報提供・周知

法、制度改正に対して、情報を的確に把握し、会員への提供・周知の徹底を図る。

- (1) 建築基準法改正内容の情報提供・周知
- (2) 労働安全衛生法改正内容の情報提供・周知
- (3) 瑕疵担保保険に関する改正内容の情報提供・周知
- (4) 金融支援機構融資制度に関する情報提供・周知
- (5) 社会保険未加入対策の積極的な取り組みと推進に関する情報の提供・周知

第4 技術技能委員会に関する事こと

1 全道建築大工技能競技大会の開催年変更

「高校生等若年者に大工技能の魅力や技能五輪への挑戦をPRし入職促進を図るとともに、若年技能者及び中堅技能者の技能習得意欲の啓発・向上と技能尊重気運の醸成を図る」ことを目的に毎年実施してきた事業であるが、新規若年入職者の減少に伴い参加者数も減少していることもあり、本会運営経費節減の取組として本会主催としての開催は建築研修大会との交互年(隔年(奇数年))開催とする。

一方、本会目的に資するため、未開催年は北海道職業能力開発協会が主催する技能五輪全国大会北海道予選会の審査員等の派遣及び競技課題・採点基準等の策定面を技術技能委員会が主体となって協力・支援を行う。

また、参加者数等規模に応じて、役員及び審査員数及び表彰数等の見直しを行い経費の節減等適正な運営を図る。

日 程	令和2年度は(職業能力開発協会の計画に基づく)
会 場	道立職業能力開発支援センター(白石区東札幌)
競技種目	技能五輪組

2 全国的技能競技大会への出場選手推薦

「道内建築技能者の水準向上及び社会的地位の向上を図るため、全道建築大工技能競技大会上位入賞者を北海道代表選手として北海道職業能力開発協会長に推薦する」予定であったが、令和元年度は新型コロナウイルス対応措置のため本会主催大会が中止となったことから、本会からの推薦対象者はなし。

(1) 第59回技能五輪全国大会

日 程	令和2年11月13日(金)～ 11月16日(月)
会 場	愛知県国際展示場 (予定)
推薦候補者	なし

(2) 第31回技能グランプリ

日 程	令和3年2月19日(金)～ 2月21日(日)
会 場	愛知県国際展示場 (予定)
候補者	過年度全道建築大工技能競技大会成年組一級1位の者で 出場希望者を推薦予定であったが推薦候補者なし

3 建築技術者、技能者の育成

建築士及び施工管理技士等の資格取得及び技能従事者の能力向上に関連する情報等案内の提供とともに、作業主任者技能講習（型枠・地山の掘削及び土止め支保工・木材加工用機械・足場の組立て・木造建築物組立て）や特別教育（研削砥石・丸のこ・足場作業・安全带）の有資格の啓発と知識等の向上を図る。

4 新・ちきゅう住宅検査員資格取得講習会の情報収集と周知

平成21年に一般社団法人全国中小建築工事業団体連合会が（株）住宅保証機構の住宅瑕疵担保責任保険制度の適用団体として認定を受け11年が経過したが、この間当会会員事業所に従事する現場検査員の養成・育成講習を当会事務局が全建連と協議の上、毎年開催し現在30名余が検査員登録をし事業活動を行っている。

昨年末に全建連の事業対応が突如変更され、国の目指す長期優良住宅及び省エネ住宅の対応が遅れている工務店への導入を促す商品として、従来のちきゅう住宅のバージョンアップを図ったことを理由に、検査員資格の有効期間の有無にかかわらず検査員有資格者全員を対象とした「新・ちきゅう住宅検査員講習会札幌開催」が全建連主導により計画された現状にあることから、今後3年間の有効期間は更新講習実施も不可の状況から、本年度はちきゅう住宅の魅力を最大限に活用し業績を向上させている団体・構成事業所への情報周知及び新規構成事業所へのPR、利用者拡大への喚起・情報の周知のみを図る。

5 作業主任者技能講習の実施

会員内外の建築・建設現場における労働災害の未然防止を図るため、木造建築技能者への意識喚起を高め、労働安全衛生法に基づく技能講習等の受講を促進するとともに技能講習等の実施を積極的に展開し、有資格者の増大と当会趣旨の達成を図る。

〔講習種目〕 「足場の組立等、木造建築物の組立等、木材加工用機械、型枠支保工の組立て等、コンクリート造の工作物の解体等、地山掘削及び土止め支保工」

◎別添資料 技能講習・能力向上計画のとおり

6 特別教育・安全教育等の実施

会員内外の建築・建設現場の労働災害の未然防止を図るため、労働安全衛生法に基づく「足場の組立て等作業従事者特別教育」「携帯丸のこ作業従事者教育」の他、「フルハーネス型安全帯使用作業特別教育」等の講習を、会員団体が地域の小規模事業所に代わって展開することし、積極的な取組みを図る。

◎別添資料 作業従事者教育等計画のとおり

7 能力向上教育(足場)の実施

会員内外の建築・建設現場の労働災害の未然防止を図るため、労働安全衛生法に基づく作業主任者講習修了者を対象に、足場の組立時、変更時、解体時の点検者に係る「能力向上教育(概ね5年ごとの定期教育)」を積極的に展開することとし、積極的な取組みを図る。

◎別添資料 技能講習・能力向上教育等計画のとおり

8 登録建築大工基幹技能者講習の情報収集・周知

平成26年に建設業法施行規則に基づく新たな登録基幹技能者「建築大工」が登録され、講習団体として一般社団法人全国中小建築工事業団体連合会が認められ、北海道における養成講習会は全建連の指導の基に、当会が募集・講習等を行う事に協議・決定し、講習に係る講師の育成講習を会員団体10名余が受講・登録し、以後5年間にわたり札幌市の他、会員団体地域で講習会を開催してきたところであるが、開催主団体の全建連事業展開方針が突如変更となり、北建連の札幌開催は認められないとの通知を受けたことから、一定の受講申込者がいたがやむなく中止とした現状があり、また3日間の講師養成講習を修了した講師証明書も無効の扱いを受けていることから、今後の当会講習会開催取組は難しいもの考えられ、他団体主催の講習会の開催状況を収集・把握し、会員団体構成員のみを対象に伝達・周知を図ることとする。

第5 会員啓発・福利厚生委員会に関する事こと

1 各種表彰・顕彰の実施及び推進

業界の発展に功績のあった会員団体及び事業所並びに個人及び優秀技能者に対し北建連理事長表彰を行うとともに、行政官庁並びに全国規模団体が行う表彰・顕彰に候補者を推薦する。

(1) 北建連理事長表彰

会員団体が推薦する業界発展功労者、勤続功労者、技能功労者、審査委員功労者に対して表彰状を授与する。(隔年開催の北海道建築研修大会の式典にて行う)

(2) 全建連会長表彰

北建連が推薦する勲功章候補者の上申並びに会員団体が推薦する業界発展功労者勤続功労者、技能功労者について、特別(総務企画)委員会選考の上推薦する。

(3) 北海道知事表彰

表彰推薦上申団体(北海道職業能力開発協会)に、候補者の地域や建築業界における功績等について強く働きかけ、受賞の容易性を図る。

ア 北海道産業貢献賞

イ 優秀成年技能士

ウ 知事感謝状

(4) 大臣表彰

北海道庁をとおして推薦する。